

京都市告示第 22号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者として、指定します。

令和6年4月1日

京都市長 松井孝治

1 指定納付受託者の名称及び所在地

SB ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸1丁目7番1号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

株式会社グラファーが提供する Graffer スマート申請を利用して納付される証明書発行手数料（市民生活手数料）及び郵送料（文化市民雑入）

3 指定納付受託者として指定した日

令和6年4月1日

(文化市民局地域自治推進室)